

京都市学童う歯対策事業 請求方法一覧(令和7年度)

※ 京都市新庁舎への移転に伴い、令和7年6月16日から受付場所及び連絡先が変更となります。

国保(市国保、国保組合、市退職国保)

○京都市国保(学歯対象のみ) ⇒国保連合会へ併用レセで請求

診療報酬明細書 (歯科)

提出先 1 国保 令和 年 月 分 26

都道府 医療機関コード 県番号

3 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外

2 公費 4 退職 2 3 併 4 6 家外 0 高外7

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令

特記事項 64学歯

補管 歯科診療

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

「学」、「G」のいずれかを記入

公費分 請求点 数決定率 合計

患者負担額 (公費)

高額療養費

一部負担金 減額 割増 免除 支払額

- レセ電の場合…特記事項欄に「64学歯」と入力
- 紙レセの場合…特記事項欄に「64学歯」と記入(摘要欄は空欄)するか、または、摘要欄に「学」、「G」のいずれかを記入

○国保組合・京都市退職国保(学歯対象のみ) ⇒国保連合会と京都市へ請求(それぞれ別に請求)

診療報酬明細書 (歯科)

提出先 1 国保 令和 年 月 分 26

都道府 医療機関コード 県番号

3 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外

2 公費 4 退職 2 3 併 4 6 家外 0 高外7

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令

特記事項

補管 歯科診療

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

「学」、「G」のいずれかを記入

公費分 請求点 数決定率 合計

患者負担額 (公費)

高額療養費

一部負担金 減額 割増 免除 支払額

- レセ電の場合…特記事項欄に「64学歯」は記入しない。
- 紙レセの場合…摘要欄に記入しない。

※システム等により、「学」、「G」のいずれかが入っても支障はありません。

公費分 請求点 数決定率 合計

患者負担額 (公費)

高額療養費

一部負担金 減額 割増 免除 支払額

【学童う歯関連の連絡先】(令和7年6月16日から)

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎5階
京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課(学童う歯担当)
TEL:075(222)3939

社保(被用者保険)

○被用者保険(社保)の場合(学歯対象のみ)
◇「支払基金」へ併用レセで請求(学歯対象のみ)

診療報酬明細書 (歯科)

提出先 1 国保 令和 年 月 分 26

都道府 医療機関コード 県番号

3 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外

2 公費 4 退職 2 3 併 4 6 家外 0 高外7

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令

特記事項

補管 歯科診療

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

子ども医療の受給者番号

子ども医療受給者証

「学」、「G」のいずれかを記入

公費分 請求点 数決定率 合計

患者負担額 (公費)

高額療養費

一部負担金 減額 割増 免除 支払額

- レセ電の場合…公費負担者番号欄に「64265002」、受給者番号欄に子ども医療の受給者番号7桁を入力
- 上記以外の場合…記入方法はレセ電と同様 ※摘要欄への記入不要

◇「京都市」へ紙レセで請求する場合 子ども医療の受給資格がない場合、学歯対象外との混在請求の場合など

- 記入方法は上記と同様
- ※ 子ども医療の受給資格がない場合は、受給者番号欄への記入不要
- ※ 子ども医療の受給資格がない場合は、窓口で市内在住の小学生であることを確認いただき、摘要欄に「学」または「学」と記入

子ども医療の受給資格がある場合・・・記入不要

子ども医療の受給資格がない場合・・・「学」、「学」と記入

公費分 請求点 数決定率 合計

患者負担額 (公費)

高額療養費

一部負担金 減額 割増 免除 支払額

(注) 子ども医療の受給資格がない場合 とは
子ども医療の申請をしていないだけで、申請をすれば、受給者証の交付を受けられる方のことです。
⇒子ども医療の受給資格がない場合の窓口での確認方法
・京都市へ連絡して対象者(市内在住の小学生)であることを確認
・学校から交付される「歯・口腔健康診断結果のお知らせ」にて確認
・保護者の身分証明(免許証などの住所の記載があるもの)にて確認 など
※その他の公費の対象となる方は他公費が優先されます(裏面の取り扱い参照)。

学歯対象外と混在する請求の場合は、「子ども医療」への請求もお忘れなく

取り扱いについては裏面参照

※ レセプトの受付日等について、社会保険診療報酬支払基金京都支部での受付日、京都市子ども家庭支援課への持参または郵送先については京都市情報館を御確認ください。

京都市学童う歯対策事業の取り扱いについて（令和7年度）

【学歯での診療を実施する前に】

学歯での診療を実施する場合は、窓口で【子ども医療費受給者証】（白色）を必ず確認後、診療を行ってください。

【対象となる児童】

小学校等に通学する京都市内に住所がある児童 ※受付時に住所を確認願います。

（新1年生は入学月の4月1日以降、6年生は卒業月の3月31日までの治療が対象）

・京都市内に住所があり京都市外の学校に通学 ⇒ 学歯対象

・京都市外に住所があり京都市内の学校に通学 ⇒ 学歯対象外

令和7年度（R7.4.1～R8.3.31）

対象者	生年月日
1年	平成30・4・2～平成31・4・1
2年	平成29・4・2～平成30・4・1
3年	平成28・4・2～平成29・4・1
4年	平成27・4・2～平成28・4・1
5年	平成26・4・2～平成27・4・1
6年	平成25・4・2～平成26・4・1

【給付対象の範囲】

- C関連処置（C、Pul、Per、G A、A Aの処置）は給付
- 永久歯のG関連処置（検査、スケーリング）は給付
（G検査は、2回目の検査（スケーリング後の評価の検査）までは給付）
- 乳歯列、混合歯列におけるG病名の取扱い（平成17年4月診療分以降）
 - C関連処置が必要で、Gを併発している場合
 - G関連処置（検査、スケーリング）は給付
 - G関連処置のみで請求する場合は、
 - ・レセプト摘要欄に「C関連処置あり」と記載必要
 - ・傷病名欄にG病名とC関連病名の併記必要
 - 永久歯のみのGは、従来どおり摘要欄の記載不要
 - C関連処置の必要がない混合歯列のG関連処置は給付対象外
（但し、混合歯列で永久歯の部分のみ給付）

【対象外の治療等】

外傷性疾患の治療、小帯異常、過剰歯、埋伏歯、・処置、入院治療、矯正治療、
・関節治療、歯ぎしり、CT等

※上記の治療は対象外のため、公費適用者以外は患者負担額を徴収していただくことになります。

【処方箋を発行される場合】

- 処方箋の右肩に〔㊟〕と記入願います。
なお、子ども医療の受給資格がない場合は、京都市内に住所がある児童であることを確認のうえ摘要欄に「㊟」を記入願います（確認方法は裏面参照）。
- 被保険者証の記号番号は所定欄に記入願います。
- 「在学証明書」持参の場合は、記号番号欄に「在学証明書」と記入願います。

【医療機関の学歯レセプトの提出方法】

- 学歯での診療を実施する場合は窓口で「子ども医療費受給者証」（白色）を必ず確認後、診療を行ってください。
- 国保連合会へ請求される場合は、電子レセは特記事項欄に「G 4学歯」と記入し、それ以外は摘要欄に「学」または「G」と記入願います。※学校記号は令和2年4月診療分（5月請求分）から廃止
- 支払基金へ請求される場合は、「公費負担者番号」及び「子ども医療費受給者番号」を必ず記入願います。

	京都市国保一般分	国保組合、市退国	被用者保険	在学証明書扱い分 （生活保護世帯を除く）
学歯対象分のみ請求	レセプト1枚作成	同一レセプト2枚作成	（支払基金へ請求） レセプト1枚作成	レセプト1枚作成
	①国保連合会へ （学歯併用レセ）	①国保連合会へ （単独レセ）	①支払基金へ （学歯併用レセ）	①子ども家庭支援課へ （学歯レセ）
		②子ども家庭支援課へ （学歯レセ）	（京都市へ請求） 同一レセプト2枚作成 ①支払基金へ （単独レセ） ②子ども家庭支援課へ （学歯レセ）	・請求書は「給付率・区分／0 割分」欄に記載
学歯対象外混在の請求	同一レセプト2枚作成	同一レセプト2枚作成	同一レセプト2枚作成 福祉医療費請求書作成	レセプト1枚作成
	①国保連合会へ （45公費併用レセ） ②子ども家庭支援課へ （学歯レセ。学歯対象外内容に二重線を引き、対象点数のみ表記） ・なお、分けられない診療報酬は主たる治療分へ請求	①国保連合会へ （45公費併用レセ） ②子ども家庭支援課へ （学歯レセ。学歯対象外内容に二重線を引き、対象点数のみ表記） ・なお、分けられない診療報酬は主たる治療分へ請求	①支払基金へ （単独レセ） ②国保連合会へ （福祉医療費請求書） ③子ども家庭支援課へ （学歯レセ。学歯対象外内容に二重線を引き、対象点数のみ表記） ・なお、分けられない診療報酬は主たる治療分へ請求	①子ども家庭支援課へ （学歯レセ。学歯対象外内容に二重線を引き、対象点数のみ表記）

【学歯と主な公費の優先順位】

- | | |
|-----------------|---------------|
| ◎学歯と生活保護 | ⇒ 生活保護 |
| ◎学歯と43障害者医療 | ⇒ 43障害者医療 |
| ◎学歯と44ひとり親家庭等医療 | ⇒ 44ひとり親家庭等医療 |
| ◎学歯と45子ども医療 | ⇒ 原則学歯 |

請求方法については裏面参照